

●遺産分割協議と詐害行為取消権

1. 債権者取消権（詐害行為取消権）…民法424条～426条

(1) 関係法令

（詐害行為取消権）

第 424 条 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時に於いて債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、財産権を目的としない法律行為については、適用しない。

（詐害行為の取消しの効果）

第 425 条 前条の規定による取消しは、すべての債権者の利益のためにその効力を生ずる。

（詐害行為取消権の期間の制限）

第 426 条 第 424 条の規定による取消権は、債権者が取消しの原因を知った時から 2 年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から 20 年を経過したときも、同様とする。

(2) 定義

「債権者は債務者が債権者の利益を害することを知りながらなした法律行為（詐害行為）の取消しを裁判所に請求することができる」（424条1項本文）。これを債権者取消権（詐害行為取消権）という。

（例）AがBに1,000万円貸しているときに、Bが唯一の財産である500万円の土地をAに弁済できなくなるのを知りながらCに贈与してしまったような場合、AはBC間の贈与の取消訴訟を裁判所に起こせる。

(3) ポイント

①債権者代位権と違って必ず裁判所に訴えるという形で請求しなければならない。なぜなら、債権者代位権では債務者の当然有している権利を債権者が代わって行使することであるのに対し、債権者取消権では有効になされた法律行為（例でいうとBC間の贈与契約）を取消してしまうので、第三者に対する影響が非常に大きいからである。

②債権者が債権者取消権を行使するには、債務者だけでなく相手方も、その行為が債権者の利益を害することを知っていた必要がある。例でいうとAが債権者取消権を行使するには、BだけでなくCも（CがさらにDにその土地を譲渡した場合にはDも）その贈与がAの利益を害することを知っていた必要がある（424条1項但書）。

③債権者取消権は、離婚による財産分与とか相続放棄といった身分行為には行使できず、財産権を目的とするものに限られる（424条2項）。

④債権者取消権は、債権者が取消しの原因を知ったとき（例でいうとBがCに贈与をした

ことを、Aが知った時)から2年間行使しなかったり、あるいは詐害行為の時(例でいうとBがCに贈与した時)から20年たってしまうと時効で消滅する(426条)。

2. 事例

(1) 概要

Bは、借地権を有する土地上に本件建物を所有していた。Bは、昭和54年に死亡し、その相続人は、妻C並びに子であるA及びDの3名である。死亡後はCのみが本件建物に居住している。Xは平成5年、E及びFを連帯債務者として、同人らに対して300万円を貸し渡し、CはXに対し、Eらの債務を連帯保証する旨を約した。本件建物の所有名義人は亡Bのままであったところ、EらのXに対する上記債務に基づく支払が遅滞したことから、Xは平成7年、Cに対し、上記連帯保証債務の履行及び本件建物についての相続を原因とする所有権移転登記手続をするよう求めた。これに対しC及びAらは平成8年1月5日頃、本件建物について、Cはその持分を取得しないものとし、Aらが持分2分の1ずつの割合で所有権を取得する旨の遺産分割協議を成立させ、所有権移転の登記をした。Cは、平成8年3月21日、自己破産の申立てをした。そこで、この共同相続人の間で成立した遺産分割協議は、詐害行為取消権行使の対象となるかが争われた。

(2) 判例…最二小判平成11年6月11日

(3) 参照法条…民法424条, 民法907条1項

(4) 判決要旨

共同相続人の間で成立した遺産分割協議は、詐害行為取消権行使の対象となり得るものと解するのが相当である。ただし、遺産分割協議は、相続の開始によって共同相続人の共有となった相続財産について、その全部又は一部を、各相続人の単独所有とし、又は新たな共有関係に移行させることによって、相続財産の帰属を確定させるものであり、その性質上、財産権を目的とする法律行為であるということが出来るからである。そうすると、前記の事実関係の下で、被上告人は本件遺産分割協議を詐害行為として取り消すことができるとした原審の判断は、正当として是認することができる。

(遺産の分割の協議又は審判等)

第907条 共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の分割をすることができる。

※相続放棄は債権者取消権の対象とはならないという判例がある(最二小判昭和49年9月20日)。次ページを参照してください。

3. 代表的な判例

(1) 共同相続人の中で成立した遺産分割協議は、詐害行為取消権行使の対象となる。

(最二小判平成11年6月11日)

1 亡Bは、第一審判決別紙物件目録二記載の借地権を有する土地上に同一記載の建物(以下「本件建物」という。)を所有し、右建物において妻であるCらと居住していた。

2 Bは、昭和五四年二月二四日に死亡し、その相続人は、C並びに子である上告人A及び同Dの三名である。上告人Aは昭和五二年に、同Dは同五七年に、それぞれ婚姻し、その後、他所で居住するようになったが、Cは、本件建物に居住している。

3 被上告人は、平成五年一〇月二九日、E及びFを連帯債務者として、同人らに対し三〇〇万円を貸し渡し、Cは、同日、被上告人に対し、右金銭消費貸借契約に係るEらの債務を連帯保証する旨を約した。

4 本件建物の所有名義人は亡Bのままであったところ、Eらの被上告人に対する右債務に基づく支払が遅滞し、その期限の利益が失われたことから、被上告人は、平成七年一〇月一日、Cに対し、右連帯保証債務の履行及び本件建物についての相続を原因とする所有権移転登記手続をするよう求めた。

5 C及び上告人らは、平成八年一月五日ころ、本件建物について、Cはその持分を取得しないものとし、上告人らが持分二分の一ずつの割合で所有権を取得する旨の遺産分割協議を成立させ(以下「本件遺産分割協議」という。)、同日、その旨の所有権移転登記を経由した。

6 Cは、被上告人の従業員に対し、右連帯保証債務を分割して長期間にわたって履行する旨を述べていたにもかかわらず、平成八年三月二一日、自己破産の申立てをした。

二 【要旨】共同相続人の中で成立した遺産分割協議は、詐害行為取消権行使の対象となり得るものと解するのが相当である。けだし、遺産分割協議は、相続の開始によって共同相続人の共有となった相続財産について、その全部又は一部を、各相続人の単独所有とし、又は新たな共有関係に移行させることによって、相続財産の帰属を確定させるものであり、その性質上、財産権を目的とする法律行為であるといえることができるからである。

(2) 相続放棄は債権者取消権の対象とはならない(最二小判昭和49年9月20日)

相続の放棄のような身分行為については、民法四二四条の詐害行為取消権行使の対象とならないと解するのが相当である。なんとなれば、右取消権行使の対象となる行為は、積極的に債務者の財産を減少させる行為であることを要し、消極的にその増加を妨げるにすぎないものを包含しないものと解するところ、相続の放棄は、相続人の意思からいっても、また法律上の効果からいっても、これを既得財産を積極的に減少させる行為というよりはむしろ消極的にその増加を妨げる行為にすぎないとみるのが、妥当である。また、相続の放棄のような身分行為については、他人の意思によってこれを強制すべきでないとして解するところ、もし相続の放棄を詐害行為として取り消しうるものとするれば、相続人に対し相続の承認を強制することと同じ結果となり、その不当であることは明らかである。

そうすると、これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができ、その過程に所論の違法は認められない。論旨は、採用することができない。